

第3回長野県環境審議会水資源の保全に係る制度創設専門委員会 議事録

- 日 時：平成24年10月31日（水）午前10時30分から午後2時30分まで
- 場 所：都道府県会館 4階 408会議室（東京都千代田区平河町2-6-3）
- 出席委員：平野秀樹委員長、又坂常人委員長代理、沖大幹委員、小倉勝彦委員、織英子委員、金澤英人委員
- 県出席者：原環境部長、村田水大気環境課長、森林政策課山口担当係長ほか2名

1 開会

【事務局（村田水大気環境課長）】

本日は、お忙しいところありがとうございます。

ただ今から第3回長野県環境審議会水資源保全に係る制度創設専門委員会を開催させていただきます。

開催に先立ちまして、事務局を代表いたしまして原環境部長からごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

【原環境部長】

本日は、第3回目の水資源の保全に係る制度創設専門委員会を開催させていただきましたところ、委員の皆様には大変御忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、水資源の保全に係る新たな制度創設につきましては、前回までの委員会におきまして、様々な視点からご議論いただき、新たな制度創設に関し、一定の方向性を出していただいたところでございます。

これまでのご議論を踏まえまして、事務局で条例の素案を策定させていただきました。

素案の詳細等は後ほど担当からご説明申し上げますが、本日は、お示しいたしました条例の素案を中心にご審議いただきたいと考えております。

ご審議いただくにあたりまして、新たな制度に関し、より踏み込んだ対応ができないか、法令等に照らし、行き過ぎている点がないか、などといった点につきましてもご議論いただき、一定の結論をお出しいただきたいと思っております。

本日は昼食をはさみまして、午後にかけての長時間にわたる日程となっており、大変恐縮ではございますが、新たな制度が、本県の水資源の保全に実効性のあるものとなりますよう、皆様方から忌憚のないご意見をお願い申しあげまして、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

【事務局（村田水大気環境課長）】

それでは平野委員長さん、会議の進行をよろしくお願い致します。

3 議事

【平野委員長】

ただ今から第3回目の水資源保全に係る制度創設の専門委員会を開催いたします。

今日は長時間にわたりますが、忌憚のないご意見をいただき、よい長野県条例に近づけていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

まずに、本日の専門委員会の公開に関する件でございますが、前回同様、公開するということで決定していただいておりますので、公開するというようお願いしたいと思います。

（1）水資源の保全に係る制度創設について

それでは次第に従いまして審議に入らせていただきます。

まず事務局の方から制度創設についてのご説明をお願いします。

《資料1について事務局（村田水大気環境課長）が説明》

【平野委員長】

ありがとうございました。

資料1について説明いただきましたけれども、ご質問ございましたらお願いいたします。

【平野委員長】

まず、確認ですが資料1の対応というのは、前回の審議会において審議した状況をレビューしたということですか。それともそれ以降、事務局の方で検討を加えて若干修正したということですか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

10月3日（前回の審議会）に審議した状況に、一部県の考え方、それ以後の考え方も加えています。

【平野委員長】

ということで、まず頭のとこだけ確認しますが、新しい条例なのかそれとも現行条例の改正なのかという1番目の質問がありますけど、これは資料2以降で説明されると思いますが、新しいものであると、別の条例にするとそういうことですか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

そのとおりです。

【平野委員長】

はい。それではよろしくご意見頂戴したいと思います。お願いいたします。

【金澤委員】

この後に資料2、資料3が準備されていますが、資料1については、その総体的な考え方ということで理解してよろしいでしょうか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

資料1の対応案の詳細は、資料2の方に反映させていただいておりますが、主な意見が出されているものですから、このような考え方で資料2に反映させていただいているという方向性を資料1において整理させていただきました。

【金澤委員】

それでは、1つずつ確認をさせていただきたいのですが、最初に資料1の1ページの一番上の欄ですが、水資源保全に特化したものとして整理したということがございますけども、前回までの議論のなかでは、土地の届出制の関係と取水の管理の関係について大きく議論されてきておりますが、この特化したものとして整理したというのは主に両方とも整理をされたのか、どのような形で整理されたのか、教えていただきたいのですが。

【事務局（村田水大気環境課長）】

届出制については、新しく条例素案に入れていきます。それから水資源に対する県民の責務、県の責務、市町村との連携など水資源に対してどういった対応をしていくかということも条例素案のなかで整理させていただきました。それから賦存量の調査、水源のかん養等については、水環境保全条例がありますので、この中で整理をした方がよいということです。また、水環境保全総合計画もありますので、この計画の中で、調査、かん養というものを位置付けていきたいと考えています。

【金澤委員】

そうすると今回お示ししていただいたのは、どちらかということ土地の事前届出制についての条例案ということで、取水の関係については別のところへ盛り込んでいきたいというような考え方になってくるのでしょうか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

取水の規制という、水資源に対する規制的なものについては、すぐには県で統一的なものは難しいということで、これについては、資料1の4ページの対応（案）の上から8行

目のただし書きのところに記載がありますが、「県内の地下水の賦存量を把握する中で許可等の取水規制が必要と判断される場合は、所要の措置を講じていく」ということを、条例素案の附則に盛りこみました。

【事務局（原環境部長）】

資料1については、前回までにお出しいただいた意見に対する対応（案）になっておりまして、その中身というのが資料2以降のところに出てまいりますので、もし委員長よろしければ、ここでのご議論については、前回までに出された意見が異なっているということがあればご意見をお出しいただいて、今、金澤委員さんからご質問があったような件は、資料2以降の素案を説明させていただいた上で、改めてご議論いただいた方がよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

【平野委員長】

それでは、資料1については、主に左側の意見の事実確認をお願いし、対応方針の中で特に分からないことがあれば質問いただくというようにしたいと思います。

他にございませんか。それでは、資料2、資料3について事務局から説明をお願いします。

《資料2について事務局（吉池水大気環境課担当係長）が説明》

《資料3について事務局（吉池水大気環境課担当係長）が説明》

【平野委員長】

ありがとうございました。

資料2、資料3について説明いただきましたけれども、ご質問ございましたらお願いいたします。

【又坂委員長代理】

言葉の問題ですが、まず、水資源という言葉があります。その後に水源地という言葉があります。水源地の周辺におけると書いてあって、今度は水資源の保全のための適正な土地利用という言葉があります。それから多分この条例のキーワードになると思いますが、水源地の周辺における適正な土地利用の確保に関する基本的事項とあります。水源地の定義については、どこも書いてありませんが、どのように定義されるのですか。例えば、水環境保全条例における水道水源という言葉は、分かりやすいのですが、何の定義もなく突然、水源地という言葉がでてきますが、これは何を意味するのでしょうか。

【事務局（吉池水大気環境課担当係長）】

水源地というのは、いわゆる取水地点を示しておりますが、水資源として公共的に利用する地表水、地下水、湧水等の取水施設及びその附帯施設の区域をいいます。

【又坂委員長代理】

公共の用に供する水源という意味ですか。水源地という概念は分かりますが、この条例でどういうふうな意味で使っているのでしょうか。

【事務局（吉池水大気環境課担当係長）】

この条例では、改めて定義は明確にしていかなければいけないと思いますけども、いわゆる、公共的に利用する地表水とか地下水の取水施設及びその周辺の区域を指しているということになります。

【又坂委員長代理】

それは、この条例自体その水源地の周辺における適正な土地利用ということですので、水源地についてこの条例を規定していますので、取水地点がないものは、ここでいう水源地に該当しないのですか。水道の水を取水しているとか、公共的な取水施設がないものはここでいう水源地に入らないということでしょうか。それであると、指定もできないことになりませんか。その辺どうでしょうか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

今イメージしているのは、例えば、水道水源がございます。その水道水源の周辺で、もし取水をしたときに、影響が及ぶ地域を指定してきましようということなのです。市町村によって、今は水源になっていないのだけれども将来的に、ここは非常に大事な地域なので指定したいというようなことも出てくるかもしれない。けれども、現状では、水道水源や農業用水など、指定すべき地域というのがあって、その周辺で水源に影響を及ぼすような地域は指定をして守っていくというような考え方がございます。ですからそれよりも広い考え方がとれるのかどうかというのは、今後、検討していかなければいけないと思います。その辺はしっかり定義していかなければならないと思っています。

【又坂委員長代理】

それからもう1つ、この水源地の周辺における適正な土地利用というのは、何をイメージしているのですか。この中身が書かれていないので、分かりません。これは、要するに売買そのものを規制するのだと思っていましたが、そうではないみたいです。どういう意味でしょうか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

先ほど申し上げたように貴重な水源があると、そこで取水をすることにより水源に影響を及ぼす地域について保全地域として指定していきましようということですから、最終的にはくみ上げがされないようにということですが、取水を目的とした土地取引があるという情報があれば、まず届出をしてもらって対応してきましようということです。

例えば、適正な土地取引というのが当然あると思います。今、林業をしいてその林地をほかの林業をしたいという人に売るといような場合で、それがたまたま、指定地域になっていたということであれば、これは適正な土地取引です。届出はしていただきますが、助言などの規制はしていかないということです。他方、取水目的といような届出があった場合には、地下水をくみ上げることによって、貴重な水源に影響を及ぼすことがありますので、そういった行為をしないように配慮して下さいといような助言をしていくということになるということです。

【金澤委員】

私もこの文面の中で、又坂委員がおっしゃるとおり、適正な土地利用の確保を図ると書いてあるのですが、これが一番キーワードだと思います。素案では適正な土地利用を図れない場合については助言をしていくと書いてあるのですが、何をもって適正な土地利用を図れない場合に該当してくるのかがこの中ではちょっと読み取れないような気がします。ですから素案には、助言をしていくと書かれています。これが読み取れない以上、助言に踏み切る基準がないので、果たして実効性があるのかどうかというのは非常に難しいことになると思いますので、その辺はある程度明確にしておく必要が出てくるのではないかなという気がしています。

それと水資源という議論もございましたけれども、この水資源の保全ということを考えてときに、量だとか水質だとか、何を対象としていくのかによって、この条例の中の構成が少しずつ変わってくるのではないかと気がしています。これは先程、言い始めた内容ですけれども、現在、地下水等の賦存量が分からないので、取水については、今後、賦存量等が明らかになった中で規制を考えていくという位置付けをお話していただきました。しかしながら今土地取引の関係について届出制により規制をしていくという考え方の根底にあるのは、その土地取引が水資源の保全に脅威を及ぼす可能性があるから、その危険性のある行為に対して規制をかけていこうとしているのであって、何が適正な土地利用に当たらないかという、その根っこにあるものが分からない中での土地取引の規制は難しいのではないかと考えます。第1回専門委員会の際にも申し上げたのですが、これは見えない脅威に対して事前に行政としてできる予防的な条例であって、見えてからやるのでは、それは事後の対策になってしまって対症療法に至ってしまうので対症療法にならないような事前の対応をしていくのがふさわしいのではないかと考えております。

【平野委員長】

ありがとうございます。又坂委員からもございましたけれども定義のところを改めて水資源という H₂O なのか、その量なのか質なのかという問題があります。それから水源地、すでに法律等々でこういう事例が使われていますから、私自身の解釈からいくと水源地っていうのはすべての地区かなというふうに思っているのですが、必ずしも森林について言えば水源の涵養機能をもつ保安林だけではなく、すべての森林かなというふうに考えたりしていますが、裏返して水源地でないところが何なのかというふうに言ったほうが分

かりやすいかもしれません。その辺いずれにしても、水資源、水源について定義をまずきっちり整理するというのが一つかなという気がいたします。それから今お話があった事前対策でどの土地の利用規制を想定するかというのは、確かにとても大事なことで、これがかはつきりされないと区域を定める市長村長、手を上げる市町村長が誰もいなくなるという問題出てくると思いますので、もう少し説明が必要です。この説明については、この条例本文の中に書かなければ、市町村長が指定を怖がって誰も指定しなくなるという逆効果になる可能性もあるので、そこは少し具体化する、条文に盛り込むことが必要なのかなというふうに考えています。これは委員としての意見ですけれども、他に気がついた点、関連する点等お願いします。

【小倉委員】

安曇野市も今と同じような議論をしています。来年3月に地下水に対する規制をしようということで、条例化の準備をしていますが、今問題になっているのは、適正な土地利用は何かということです。私どもも聞かれましたが、一体何をしようとしているのかというところは、これは大量取水者を規制しましょうということだと思います。要するに、外国資本だろうが日本の資本だろうがいずれにしても大量に取水をしてもらっては困るということです。佐久市さんもそれを想定して条例を制定したと思います。今、又坂委員がこの適正な土地利用は何かと聞かれましたが、これを少し明確に、要は大量の取水者に対して、規制という言葉が正しくなければ抑制をするということが目的だと思います。安曇野市では、このようなスタンスでやはり条例化しようとしています。これからは大量に取水することを抑制するという目的を明確にして条例化の準備をしていかないとまずいなと考えています。

それから、今議論になっている水源地、これをどう選定するというようなルール化をしっかりと決めていただかないと、市町村では、どのように決定するのかということになります。例えば、積極的に規制するのでしたら市内全域を指定してもよいのか、水源地ということであれば水道水を取っている半径何メートルにするのか、地下の井戸の深さに対応するのか等具体的なものを示してもらわないと、市町村としても指定の申出のしようがないと思っています。

1つ参考になればということでお話ししますが、今、井戸水理論というものがあります。井戸水、つまり地下水をストローのように吸い上げると地下水というのは漏斗状に減ってくるわけですね。回りの水を引っ張ってくるわけです。そのときに井戸水理論というのは、日本では4つぐらいあるというようなことを藤縄先生から聞いていますが、どれを採用するにしても、ここで、口径何ミリ、地下100mの井戸を掘った場合と想定した場合、シミュレーションすると半径何メートルの地下水について何センチ水位が下がりますよという理論がありますので、県としてはこの理論のどれかを採用して、シミュレーションするとこの範囲まで影響があるから、環境審議会にかけるという方法でやらないと、そういう科学的な根拠がないと、一体どういう場合に環境審議会の意見をいただいて助言等するのかということになりますので、ある程度そういう根拠は明確にしたほうがいいなというふう

に考えています。今たまたまうちの事情と同じですので、お話をさせてもらいました。

【平野委員長】

ありがとうございます。

【又坂委員長代理】

この条例は、取水規制をする条例ではないということによいでしょうか。

【平野委員長】

事務局の方から、現時点までで検討されている方向性を答えられる範囲内で結構ですので、お願いします。

【事務局（村田水大気環境課長）】

根本的なところは、小倉委員さんが言われているところですが、規制ということではなく、抑制と言われましたが、その抑制をするための第一歩というものを目指しているということです。先ほど質的なものか、量的なものかというようなご意見がありましたが、これはまず質的なものについては、水環境保全条例がありますので、その中で質的なものを担保していきます。水資源の保全ということですから質的なものもあるのかもしれませんが、主眼は、量的なものに置いているということです。したがって、適正な土地取引というものは、12の基本指針の策定で整理することとしております。この基本指針の策定の中では、指定する地域をどうしてくのかというようなことも、お示しをしていきます。また、土地の所有者がどういうことをしないとけないかという、土地の所有者の配慮すべきことも書いていこうということでございます。

どういう地域を指定するのかというのを、あらかじめイメージで持ってないとまずいわけで、そういったイメージの中で、条例を作っていくという必要がございます。その辺については、基本指針によるわけですけれども、ある程度のイメージというのはこれから作ってかなくてはいけないなというふうに考えているところです。

【沖委員】

まず、今のご議論に関しての私の理解は、なぜ取水を抑制したのに、土地取引の抑制をするのかというと、結局、その取水であるということに関してあまり立ち入りたくないの、土地というところから抑えましょうというふうに県の方で考えられたのかなと理解しました。それから水源地とは何かに関しては、おそらく3ページの14の(1)にある公共のように供する水源に関わる取水地点というものを、多分、水源地の定義として使われているのだろと思いますが、前回の会議で、多分、水源地というといろいろ皆さんイメージをお持ちなので、取水地点と書くべきじゃないかと申し上げたつもりだったのですが、定義で、ここで言う水源地とは、公共の用に供する水源に関わる取水地点であると、定義にあれば、その当たり混乱がないかなというふうに思います。

それから、これは少しそれますが先ほどの地下水を取水したらどのくらい漏斗状に影響が及ぶかということは、シミュレーションできるのですが、地下の中がどのようになっているかによって、大きく変わります。したがって、実際、くみ上げ試験をやってみないと、中のパラメーターが分かりません。しかもほんとは、東西南北の方向によっても地層が違ったりもしますので、このような問題がありますが、おそらく目安としてこういうところだったらこのぐらいのところには影響が及ぶ可能性はあるというような、理屈からいうと数ミリでもよいのであれば、すごく遠くまで影響が及びますから、厳密なもの難しいと思いますけど、おおよその目安としたらこのぐらいは必ずあるよというようなガイドラインが別途あるといいかなというふうに思います。

本質的なところですが、今回いただいたものに関しては、目的と定義という基本原理といますか、スコープとして水資源の保全をやるのか、水源地の周辺の土地利用の管理をやるのか、水源水資源保全地域の管理をやるのか、この3段階がかなり混じっている気がいたします。本質的なところは、一番下のところで細かく言うと、「水資源保全地域の指定と土地取引に関する条例」とすると非常にすっきりします。

ところが、「水資源保全条例」と言ったからには、格好がつかないということで、施策の基本方針、基本指針など上乘せされている気がします。水源地の周辺に関しては、先ほど議論がありましたが、そこは載っていてもいいだろうと思いますが、水資源の保全といった場合にはやはり、直接、取水に関する何らかのガイドラインですとか、涵養に関しても、森林だけではなくて、水田、県民に節水と呼び掛けることをやっている県もあります。そういうのも含めてやるのが、水資源の保全だろうと思いますが、将来そういう必要性が出てきたときにやるということにして、10の施策の基本方針に上げられている水資源の全体を保全するという振りかざしたところは、今回、抑えて、水源地の周辺における適正な土地利用の確保、あるいはその中の水資源保全地域に関して、どう指定して、そこをどのようにコントロールするかということに、スコープを絞るということが、この条例を非常に明瞭にすることに繋がるのではないかと感じました。ご検討いただければと思います。

【平野委員長】

ありがとうございます。最初に資料1のところで聞いた話でもありますがけれど、現行の基本条例、水環境保全条例という名前と、今回の水資源保全条例（仮称）がほとんど同じであり、特化した部分が一体何であるかということが、沖委員の主張でもあると思いますが、もう一度、関係を再説明していただけますか。基本条例というのは、おそらく水に関わる環境について基本的な考え方を整理した一つの条例だと思いますが、今回この場で創設しようとする条例というものは、どの辺をターゲットに絞るか、1つなのか2つなのか3つなのかそれについてご説明をお願いします。

【事務局（村田水大気環境課長）】

前回の会議の際にも、沖委員さんからお話がありましたが、まず水環境保全条例があります。水環境保全条例については、長野県の水環境の全てについて表記していますが、今、

問題になりつつある地下水の大量汲み上げ、外国資本等による土地取引等も出てきているという中で、この辺への対応が足りない部分だということになります。このように整理したのは、水環境保全条例の中には、水道水源保全地域の指定というのがあるわけです。これは、先ほど又坂委員さんからもお話がありましたけれども、水道水源周辺の開発について、それが水道水源に影響を及ぼすのであれば、その開発について規制していかなければならないということからできているわけです。これは、どちらかというと水質の問題でした。量の問題になりますとその辺のところは抜けている部分だということで、その量的なものについて対応していきましょうということです。現在の水環境保全条例に、この点を加えると現在の水道水源保全地区の指定と新たな水資源保全地域の指定と2本の指定が出てきて分かりにくい部分があるということです。水資源という量的なものを規制、保全をしていこうということで、水資源の保全条例（仮称）を新たに起こしていったらどうかということです。しかし一部では、沖委員さんからご指摘もありましたが、少しふろしきを広げすぎていないかということですが、実際には、水環境保全のための総合計画というのがあります。この総合計画の中に、地下水の涵養というようなものも必要だと言っています。その部分というのは、長野県水資源保全条例（仮称）の中に、少し盛り込んでよいのではないかというのが、事務局としての考えでございます。

【平野委員長】

現行条例に対する新条例の特性、特質というものを、やはりもう少しはっきりさせないと、ダブっているようです。ローマ数字のⅡについては、現行の条例とどこが違うのかというような話が出てくると思います。量とか質とかということは、あまりクリアには整理されてないようですので、容易ではないと思いますが、市町村長さんはこの条例を受けて区域指定をするときに、説明責任が全部市町村にかかってという難しさがあるというふうに思います。先行する4つの北海道、埼玉、群馬、茨城の条例を見ますと、新条例は、北海道方式です。北海道条例の考え方、問題は何なのかという状況把握も必要ではないかという気がします。その当たり何かありましたらお願いします。

【事務局（村田水大気環境課長）】

情報が少ないですけども、委員長からお話があったように、北海道と同じようなつくりということになります。北海道もどういう地域を指定していくのか、指定のための基本的な指針を設けています。当然、北海道と長野県というのは状況が違いますから、長野県の方式というのを検討しなければいけないのですが、ある程度のイメージとしては、現行条例の水道水源保全地域の指定のときにある程度指針を出していますので、それと同じような形でということです。けれども、水道水源保全地域の場合には、どちらかというと水質保全ということですから、汚染が及ばない範囲ということです。これに対して取水したときの影響ということになってくると、その辺のところを今後検討してかなくてはならないということです。ある程度のイメージはあるのですが、最終的には詰めていけないといけないということで、これについては、基本指針として、考え方を整理すると

ということです。要するに指定をしていく作業の前に、基本指針を示しながらやっていきたいと思っています。それとは別に、当然先行している市町村もありますので、そういったところでは、こういった影響があるというようなお考えをもっているとするれば、その申し出を受けて、県の方も検討していくということです。

【事務局（原環境部長）】

ちょっと補足いたします。基本指針の策定と書いてあるので、条例上の条文であり、こういう表現になっていますので、なんとなく基準が分からないのではないかと、どこが指定されるか分からないのではないかと市町村長が悩むのではないかとというご議論も分かりますが、参考資料1の長野県水環境保全条例の概要の13ページ以降に、水道水源保全地区指定の考え方がございます。あらかじめこの専門委員会でも今年度中にもご検討いただきたいと思っていますが、私どもの想定では来年度の上半期ぐらいのところまでこういう指定の考え方、それからおめくりいただいた具体的な考え方の適用の範囲みたいなものを、環境審議会の専門委員会の皆さんにお諮りした上で、定めてまいりたいと考えています。

ただ条文上は、確かに指定の考え方が出てきていないので、こういったものも粗粗なものとは検討をしなければいけないということは内部的には話をしている状況であります。

【平野委員長】

この水道水源地区の指定の考え方というものは、市町村には浸透しているというものですか。

【事務局（原環境部長）】

これは、水道水源に限っていますので、これよりはおそらく範囲は広がるだろうと思っていますし、新たな区域が当然出てくるだろうという認識ではあります。ただ、今いろいろ沖先生とかご指摘いただく中で、確かに適正な土地利用の確保という言葉は、ダイレクトにはまってない言葉だというのは事実ですので、そこは、条例名と合わせて、また持ち帰って検討させていただきたい。

【平野委員長】

今想定しているこの指定地区というのは、ふたを開けてみないと分からないということだと思いますが、どの規模、どの数を想定されていますか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

551箇所ということですが、これは単純に数を拾ったもので、実際にはそういったものが非常に近接していて、一緒の地域になるというようなこともありますのでそれ以下という予定ではあります。

【平野委員長】

今の 551 箇所というのは、参考資料 1 の 3,703.7 ヘクタールの 40 地区とはまた別の話ですか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

前回、お配りした資料 3 に水道水源地にかかる森林の現況調査というのがございます。その中からはじき出して、もうすでに公有林化、保安林指定等されて公的管理下にあるものについては除いていくと、551 箇所という数字になるということでございます。

【平野委員長】

そうすると、今回地区指定される可能性があるマックスが 551 箇所というそういうことですか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

公的管理されていない水源地域というのが 551 箇所あるということです。ですから全部が離れていけばマックスということになります。いずれにしてもこれについてはもう少し詳細な調査をしないと数字が一人歩きするといけないので、これは林務部における調査ということでございます。

【平野委員長】

話を少し戻しますけれども、条例の素案について議論をし始めているのですけれども、いくつかの定義上の問題が水源・水資源、それから現行条例との関係、この条例の特質・特性、こういうところがあまりクリアじゃないというふうな話で再整理という、ある意味大本のところかぶれているのですが、少し心配な点は、1 回、2 回目のスケジュール間のところで、このあとかなりこう急ピッチでコメントもらうというスケジュールになっていると思うのですけれども、今の検討状況で大丈夫ですか、もうちょっとあまりにも基本的な部分で固まっていないので、資料 3 の量刑のところは枝葉であると思っておりますが、この条例を基本的にどのように位置付けて、市町村との環境どうしてかというこれが実は一番大事なところだと思います。今、金沢委員、小倉委員からもかなり基本的な部分についてのご意向・ご意見が、自治体として出てきたと思います。少しこの委員会の進める場を用いようとして不安な部分がありますが、その辺については事務局どのようにお考えですか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

今日ご議論いただいたものを持ち帰って、さらに検討をしていくわけですが、1 つ参考になるのは、沖委員さんから言われた水道水源地の周辺における適正な土地取引というか取水も含めて整理していったらどうだということですので、その辺を含めて検討をしていきたいと思っております。内部でもう一度確認をしまして、委員さんに情報を提供しな

がら、もう少し固まったものにしていきたいと考えます。

【又坂委員長代理】

「適正な土地利用の確保」について、委員会として見解を統一した方がよいのではないのでしょうか。例えば、取水規制ではなく、売買とか私権の設定に着目して何かやるという、どういう形にするかは別として、それを決めないと非常に漠然とした議論になってしまうと思います。

【平野委員長】

大変重要なご指摘だと思います。売買の規制か、形態変化の規制か、私はもっと大きな問題は、おそらく半分近くは所有者が分かっていないと思いますので、これをどのようにするか、おそらく制度を周知しようとしても通知等届きません。所有者不明が実は一番大きな問題ですが、適正な土地利用を定義するときに、土地の持ち主が分からなければ、指導のしようがないですから、それをどうするか。要するに現状でさえも5割、上手くいけば3割は分からないというのが、所有者ですから、それをどう精度を上げて近づけていくか、その取組が市町村にとって一番大変じゃないかというふうに思いますが、その辺、金沢委員、小倉委員の方でこの関連についての議論は、これまで何かありましたか。

【金澤委員】

私ども条例を制定する過程で、その実効性を確保するためにどういう取組をしていたかという、先ほどから話がありましたとおり水資源の保全の関係につきましては見えない脅威に対して、それをどう守っていくかということが根底にありまして、その方法論として今回の議論と同様に、土地取引の監視、それから取水規制について検討してきました。その検討の過程で、土地取引につきましては、広域にわたる監視が必要なことから国又は県にお任せするのが妥当だろうとの結論に達しています。検討の中で市町村としてできることは何だろうということを探ってきており、佐久市では、今回取水規制を行うこととしております。条例では取水に当たり所有者が誰であれ事前協議が発生しますので、その時点では所有者が存在しますので、今、お話にありました所有者が不明であるということは想定しておりませんでした。言い換えれば、取水行為を起こす段階での事前協議になりますので、その段階では所有者が不明ということはありません。しかし、佐久市の土地の所有者をすべて把握しているかということになりますと、実態として佐久市においても国土調査は、すべて終わっておりません。まだ残っている部分もございます。特に山間地、山林について国土調査は終わっておりません。また、実際その土地の移動を見ますと、法務局に登記簿はありますが、所有権移転が明治だとか昭和の初期のままのものがたくさんありますので、このような土地については、実態として現在誰が所有しているかは、追ってみなければ分からないという現状でございます。土地の所有者をどの程度把握しているかについては、実際には把握できておりません。

【小倉委員】

今委員長さんおっしゃったように、その所有者の不明云々というのは、安曇野市においては、山林です。平地の場合は、ほとんど所有者が分かっておりますし、相続されている方も把握できます。佐久市さんと状況は一緒ですが、山林については、境界というものが明確ではなく、国土調査自体も終わってないようです。それから境界はどのように明確に特定するのかということも、林務の方も林班というようなアバウトな地図もありますが、果たして具体的にどうなのかと、それは特定するのは非常に難しいようであります。

私どもの地下水の保全条例については、平地の部分を想定しておりまして、山林の部分いわゆるその水源地については、大変申し訳ないですが県の方で規制・抑制をしていただきたいという考え方で整理しておりますので、山林については、除外している状況です。

【平野委員長】

所有者が分からない土地というのは、おそらく追跡しようがないと思いますので、そこは、今回の条例でそこまでの対策まで突っ込むとちょっと手に負えないかなということですので、この条例では、所有者が分かる、分からないということは置いておいて、土地所有の変化、売買という新しいアクションが起こった地区、あるいは起こる計画の地区の周知徹底をしっかりとしたいという条例の形態とし、所有者の分からない場所というのは、おそらくこの条例を施行して周知しようとしたときに、宛て先不明で半分返ってくるはずですから、その対策は別途考えなければいけないとだと思えます。

不明者に対しては、どのように普及啓発していくかという問題の方にむしろなるかもしれません。そういう適正な土地利用規制を徹底するための条例ですけれども、分かる人に対してはこうします、分からない人たちに対する普及啓発周知についてはこういう手立てをとりますというところを、やはり総合的にカバーするようにしないといけないので、不明者対策というのは、条例の中で規定するのではなく、どこかで触れておかなければいけないのか、周知徹底・普及啓発の中でこういう努力をしていく必要があるとかそういう文言があるのではないかなという気がいたします。その検討も合わせてお願いしたいと思います。

【事務局（村田水大気環境課長）】

1つ長野県として考えていることは、水源地の周辺において土地取引を事前に届け出ただけということですが、届出をしてもらうことによって土地取引をやめさせるということは当然できませんが、土地取引をできるだけ抑制して、水源に何か影響を及ぼす可能性がある土地取引は、できるだけ抑制をしていきたいというのが根本にあります。

そのためにどこまでできるかと、基本は事前届出制度ですけれども、事前に届け出ただけで、どこまで抑制できるかということがあるものですから、県としては届出の内容を見て、不適正だというものについては、報告徴収・立入調査もするところまで踏み込んでいきたいというようなことを考えています。ちょっと欲張りすぎているというお話もありましたので、そういうところは削いでいくとしても、流れとしては土地取引の事前届出制度

だけではなくて、さらにどれだけプラスαの助言、指導・勧告といったもので対応できるのかということをご検討願えればありがたいということでございます。

【沖委員】

私が削いでと言ったところは、イメージ図に書いてあることが主に考えていることだと思いますので、そこに絞る方がすっきりします。その後、助言に従わなかったときどうかというとき、資料3では、かなり財産権に気を配られているのですが、私は専門ではないので、専門の先生方のご意見を教えていただければと思いますが、適正かどうかということは、公共の用に使う水を、財産権に基づいてある程度自分で使ってよいかという公共の福祉のバランスだと思います。そういう言葉が出てきてないことがなんとなくよく分かりません。例えば、事前届出しろとやってやらないことと、事前に届出をしたけれどもそれが嘘だったとか、もともとやっぱり私は水を大量に使うから土地を所有しますと、堂々と買って買うというのと、どちらが公共の福祉にとって悪いかというと、その出さないよりは、わざわざ、私はどんどん使う、何が悪い。お金ならあるのだからどんどん水汲むという方が反社会的な気が場合によってはするわけですね。そうすると、勧告・公表・罰則について、どちらを重くすべきということが、必ずしも資料に書いてある順番ではないかと思います。つまり、無届のときは勧告・公表ですが、適正な土地が確保されないときは助言に留めていて甘くなっていますけども、むしろ逆なことも考えられるのではないかと思います。

あと細かい点ですが、資料2の6ページの22で「知事は、関係市町村長その他の者に対して必要な情報の提供を求めることができるものとします。」と書いてありますけども、県の職員の方は19の立入調査の権利はありますけども、市町村の方については特に権限が書いてないのに情報だけ提供してほしいと言われたら、言われたほう困らないですか。ちょっと気になりました。実態をどうなっているか調べると言われたときに具体的に水資源保全地域内の土地の所有は分かるとして、もあるいは先ほどの話では分からないとして、又は利用の状況に関し必要な情報の提供をすることになっていますが、今、ここの森林どうなっているのかといううちに、中は入れないので分かりませんということではよいのでしょうか。

【事務局（吉池水大気環境課担当係長）】

主に想定しているのは、例えば、所有の情報が分からないような場合について、市町村では情報を持っていると思いますので、そういったものに対して情報をいただきたいということです。市町村にはそれぞれ個人情報保護条例等がありますので、何らかの根拠がないと情報の提供が困難な場合もありますので、こういった県条例を根拠にすることで、容易にご提供いただくことが可能になるかなと思っております。

【又坂常人委員長代理】

多分2つのことがあると思うのですが、適正な土地利用の確保というものを、例えば、

取引制限と考えたとしますと、そもそも2つほど問題ありまして、1つは、取引自体が見える状態になっていないということです。取引がニーズ化するという可視化するための届出制というのがあると思います。委員長がおっしゃったみたいに、そもそも誰が所有者か分からない、あるいは売買の実態、それ自体が今のところ届出がなくわかりませんので、どういう土地取引があるかどうかという可視化するというのが1つあります。その上でこの情報をもとにして、例えば、売るなどという助言をすとか、水をそんなに取るなどという助言をすとか、勧告をすとか、そのために実効性をどう確保するかという問題と2つあると思います。

実効性の確保という場合には、可視化するための届出制というものがあってそれを実効化するための手段と、それから指導、助言、勧告等の実効性を担保するための手段と違うと思います。必ずしも資料を見ただけでは分からないところがありますので、整理された方がよろしいと思います。

(昼食休憩)

【平野委員長】

引き続き、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

【小倉委員】

資料3の2ページ、規制の種類に公表がありますが、個人の氏名、企業名まで公表するということですが、公表されることによって、個人の場合は名誉を傷つけられ、企業の場合はイメージが損なわれ、損害が生じたとすると損害賠償請求される可能性があると思いますが、その辺はどのように検討されたのでしょうか。

【織委員】

氏名等公表されるということが、事実上当該当事者に対し、不利益に働くということは、十分あると思います。ただ、不利益を回避するためには、届出をすればよくて、どういう場合に不利益を課されるのかということが、条例上、明確になっていますので、特に法律的には問題はないと思います。

適正な土地利用の確保というキーワードについて、素案を見ますと、このキーワードは、条例の目的、土地所有者等の責務、県が助言をするか否かの判断基準のところそれぞれ出てきます。この適正な土地利用の確保というキーワードが、仮に罰則を含む不利益処分を当事者に課すという、その基準として用いられるならば、罪刑法定主義の観点から、明確性が担保されていませんので、条例の文言として違法であると思います。漠然として不明瞭だからです。他方、今回の県が助言するというのは、何ら県民、国民の権利自由に制約を課すものではありませんし、不利益処分をするものではありませんので、条例の文

言としては、適法であると思います。ただ、適正な土地利用の確保とは、具体的に何なのかというのをより具体的に例示できれば、なおよろしいかと思います。私は、適正な土地利用の確保とは、水資源を公共の用に供するにつき支障がないこと、あるいは、全県民が将来にわたって、水の恵みを享受することに支障がない状態という意味に捉えていました。ここは、ある程度抽象的な表現にならざるを得ないと思っております。県が助言に踏み込む際は、ある程度広く捉えておいた方が、いろんなケースに対応できると思いますので、私自身は、適正な土地利用の確保というキーワードはやむを得ない面もあると受け止めています。

午前中の議論で問題になりました土地の取引規制、取水規制、本来そういうところまで踏み込んで、対処できればよいのですが、今回、地方公共団体の自主立法という限界があります。国民の権利自由に関して制約を課するのは、原則、法律で行うものです。また、法律による規制でも規制目的が明確で、かつ、必要最小限度の規制しか許されません。しかるに現在の状況では、水の量の基本データがありませんので、実際に県民の水資源の利用に障害があること自体が分かりません。そういう段階では、残念ながら、土地の取引規制をすることは、不可能だと思います。また、取水規制に踏み切ることも時期尚早であると思います。採れる手段としては、まず、情報収集をします。実態の分からない不明瞭な取引に対して非常に長野県が無防備な状態にありますので、できることからやるということで、この条例が必要かと思えます。

また、この新しく制定しようとする条例と既にある水環境保全条例との関係ですが、一般法と特別法の関係とは言い切れないと思います。ただ、非常にタイトなスケジュールで、スピード感をもって条例の制定までこぎ着けるというためには、ある程度の妥協も必要ではないかと思えます。それで、事務局がおそらく水環境保全条例と新たに制定する条例の一本化はかなり大変な作業を伴いますので、別の形で制定を目指されたのではないかと思います。ただやはり、水道水源保全地区の定義と水資源保全地域の定義の区別、水環境保全条例に基づく立入調査と、水資源保全条例に基づく立入調査との区別、既存条例に基づく助言と新たな条例に基づく助言とどうやって区別して、実際に業務を担っていかれるのか、多くの問題があると思います。別立てで新たに条例を制定すると条例を作りやすい半面、運用するに当たって、多くの部分が重なりあいますので、県民にしてみると分かりにくいです。県の職員の皆さんからしてみると、どちらの条例で補足する事例なのか分かりにくいという問題点があります。少なくとも、水環境保全条例の改正と新たな条例の制定と同時にやる必要があるのではないかと思います。

【事務局（村田水大気環境課長）】

適正な土地利用確保でございますが、資料2の3ページの上段をご覧ください。アの水源地の周辺における適正な土地利用の確保に関する基本的事項において、土地利用をどのように確保していくのかなど、詳細に定義付けをしていきたいと思っております。

水環境保全条例も併せて改正していくという点につきましては、検討させていただきたいと思っております。

【平野委員長】

現行の水環境保全条例と新たな条例はタイトルが似ているので変えた方がよい気がしません。

【事務局（原環境部長）】

織委員のご指摘は、事務局の最大の悩みでもあります。時間的な問題もありますが、水環境の保全と水資源の保全はどう違うのかということ、水道水源保全地区と水資源保全地域がかぶっていることなど、個人的には、まとめ上げて一本にした方がよいという感じはありましたが、条例制定上の手続などもありまして、本日のところは預からせていただいて、ご意見を踏まえながら、検討させていただきたいと思います。

【金澤委員】

この条例を制定しようするきっかけは、見えない脅威の中で、どのように長野県の水資源、県民共有の財産を守っていくかということから始まりました。確かに障害は今のところありませんが、事前に対応していくために、県においても、条例の制定に向けて、取り組みを始めたと理解をしています。条例を制定していく上では、財産権に制限をかけることとなりますので、公共の福祉に反しない限りということが、抛りどころになってきます。

今回、土地利用に関することについては、助言、勧告、公表の手順で進みますが、権利が侵害されるような場合は、裁判に及ぶ可能性も無きにしも有らずだと思いますが、それを前提とした上での条例を制定することになってきます。その辺のところを理解した上で、条例を制定していくという観点でいけばよいと思います。

取水の関係について、ある程度県においても、市町村にモデルを示していただければ、各市町村もこれからの取組に向けてやりやすいのではないかと思います。また、県から賦存量が分からないから現時点では取水規制をしないとと言われると、市町村も右にならえになってしまいますので、再考していただければありがたいと思います。

【平野委員長】

資料2の4ページの16の届出情報の公開について、公開の規模、メリット等について、補足をお願いします。

【事務局（吉池水大気環境課担当係長）】

規模については、現在検討中でございます。メリットについては、すべての県民が当該土地を注視することになりますので、売主は、慎重に所有権の移転を行い、水資源の保全の実効性が期待できると考えています。また、情報公開することにより、土地取引された水源地がどのように利用されるか、地域住民による監視も可能であるとともに、水資源を保全しようとする意識の高揚も図られるなど地域と一体となった水資源の保全に資するも

のと考えています。

【平野委員長】

売主又は買主からの反対は想定されていますか。

【事務局（吉池水大気環境課担当係長）】

公開の対象については、水資源保全地域の名称、所有権移転年月日等であり、個人が特定される情報の提供はしませんので、反対等の懸念はしておりません。

【又坂委員長代理】

資料2の4ページの16の届出者への助言について、具体的には、どういうことを想定していますか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

どこまでできるかということもありますが、水資源の保全に資するよう助言をしていきます。

【又坂委員長代理】

売るなら公的なところに売ってほしいということ、水を取りすぎていることも含まれますか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

そのようなこともしていきたいと考えています。

水資源の確保が懸念されるような大規模な取水行為はしないようにですとか、公的な団体に売ってほしいですとか、取水と併せて涵養対策を講じるなども含めて助言をしていくことを考えています。詳細については、今後、検討していきたいと考えています。

【又坂委員長代理】

資料3の3ページの論点3の勧告と助言はどのように違うのか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

勧告の場合は、勧告して公表まで考えています。助言の場合は、公表という手続はなく、繰り返し、粘り強く助言をしていくことになります。

【又坂委員長代理】

助言、勧告・公表も処分性はありませんが、場合によっては取り消し訴訟の対象にならないということはないと思います。また、国家賠償法第1条の公権力の行使に当たりますので、違法であれば、損害賠償の対象になります。

【平野委員長】

国土利用計画法の届出の補足率は、9割以上の自治体が分からないとしています。この条例の届出の補足率、届出の検証等はどのように考えていますか。

新制度を創設したときの広報、普及啓発をどのように考えていますか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

条例の説明会等を通じて、周知していきます。また、県のホームページへの掲載、パンフレットの作成、県の広報等を活用して周知していきます。さらに市町村へも通知するとともに、市町村の広報誌への掲載のお願いをしていきたいと考えています。

補足率等については、今後、市町村と情報交換する中で、対応していきたいと考えています。

【平野委員長】

新たに購入した者が権利登記したのであれば、登記簿情報として、市町村の税務担当課の土地台帳に記載され、情報が把握できる場合もあると思いますので、定期的に関心を持ってフローしていくことが大切だと思います。

【金澤委員】

助言の内容については、大規模な取水をしないですとか、水源地の涵養を行う等の話がありました。おそらく助言を受けた者は、その地域の市町村へ問合せをすると思います。そのときに市町村として何の基準もない中で対応をしていくことは、なかなか難しいので、助言の内容について市町村とすり合わせをしてほしいと思います。できれば、県レベルで一つのモデルを示しながら、各市町村において条例等で規制をかけるような形で同時に進めることができれば、混乱を招かないと思います。この辺のところもご検討をお願いしたいと思います。

【織委員】

助言と勧告の言葉の意味について、補足説明させてください。まず、助言とは、「本人の助けになるよう教えること」という定義です。資料2の4、6で責務について定められていますので、本人に水資源の保全に十分配慮する義務や水資源の保全に関する施策に協力することがあることを教え、その行動の助けになるように教えることということに言葉上なります。勧告については、「ある行動をとるよう指導すること。当該行為を促すに当たり、何らかの根拠があることが前提」ということです。

【平野委員長】

先ほど、届出情報の公開について説明がありましたが、その他先行して条例を制定した道県にない長野県の特徴があれば、事務局から説明をお願いします。

【事務局（吉池水大気環境課担当係長）】

特徴といたしましては、先ほどの届出情報の公開が一つのポイントになるかなと思いますが、もう一つは、水資源保全地域において土地の取引等がない、従来からの土地所有者に対しても必要に応じて助言をすることができるという点もポイントであると思います。

また、水源地周辺の枠外では土地所有者等の責務があり、水源地の周辺（集水区域）では基本指針で適正な土地利用をすべき事項を定め、さらに水資源保全地域では基本指針で土地所有者等が配慮すべき事項を定めるなどきめ細かに対応していくこととしています。

【沖委員】

適正な土地利用に関してですが、水源地周辺における適正な土地利用の確保に関する条例でもっと絞った方がよいという立場から申し上げます。

目的については、「この条例は、水源地の周辺における適正な土地利用の確保によって、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受し、もって県民の健康で文化的な生活を確保することを目的とします。」と規定したらよいと思います。

基本理念については、「水資源は、県民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものであり、その持続的な利用には、水源地の周辺における適正な土地利用の確保が必要です。」と規定したらよいと思います。つまり、「適正な土地利用をすることによって、持続的な利用が可能になる。（水資源が保護される。）」と説明することによって、何が適正な土地利用かということ、水資源を持続的に利用できることであり、これを基本的理念で読めるようにしておけば、趣旨は決まるのかなと思います。

以下、「水資源の保全」を「水源地の周辺における適正な土地利用」に改めていけばよいと思います。

【又坂委員長代理】

表現の仕方は、いろいろあると思いますが、沖委員の意見に賛成で、限定した方がよいと思います。適正な土地利用の確保が何かを明確にすべきだと思います。

また、助言で実効性の確保が担保できるのかと思います。買主ぐらいは、公表の措置をとってもよいのではないのでしょうか。

助言を無視したらどうなるのでしょうか。

【事務局（吉池水大気環境課担当係長）】

粘り強く、ねちねちと助言していくことになります。

【又坂委員長代理】

公表するとダメージは大きいですが、仕組としては、最後の措置として公表しますというのが、あった方がよいのではないかと思います。

【小倉委員】

過料は、考えていないのですか。参考までに、安曇野市の条例では、実効性を担保するために、過料、刑事罰を盛り込むことを検討しています。

【又坂委員長代理】

無届者には、刑罰の均衡がとれていれば、条例で義務を課し、義務を果たさなかった場合に、過料はもちろん罰金でもよいと思います。

【小倉委員】

関連で申し上げますが、安曇野市では昨年4月に土地利用条例を制定しましたが、50万円以下の罰金と30万円以下の罰金と5万円の過料について、検察庁協議をして規定した例があります。

【平野委員長】

事務局では今後どのように進めていきますか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

12月末が第4回の専門委員会となっております。11月13日が環境審議会で専門委員会の議論の中間報告となっております。中間報告では、審議の概要を委員長から報告してもらうこととなります。その間に細かな点については、メール等でご相談させていただきたいと思っておりますので、ご助言をいただければありがたいと思っております。

【織委員】

過料や罰金に対して、前向きな発言が多かったようですが、個人的には公表の方がよいと思っています。5万円の過料を課しても、不良債権になっていくだけ、払わない場合、県の管理が困ると思います。刑事弁護をしている立場から、5万円ぐらいだとそんなに（実効性の担保がない）と思います。

【事務局（吉池水大気環境課担当係長）】

無届出者、虚偽の届出者に対する対応について、先行して条例を制定している道県に確認しましたが、勧告・公表までとなっております。また、各都道府県の現行条例の横並びということもあると思います。

【又坂委員長代理】

罰則を規定するなら、過料でなく、罰金ということになると思います。

【金澤委員】

参考までに、佐久市の地下水保全条例は、罰金を適用しています。

水資源保全地域を広範囲に指定した場合、すべての土地取引について届出が義務付けられますが、その情報を市町村は把握して県に意見を述べることになります。地域の指定、事前届出が始まりますと、かなり膨大な事務量が想定され少し心配になります。

【平野委員長】

ある程度、事務量は想定されていますか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

特に想定はしていませんが、北海道の例を申しあげますと、地下水等井戸であれば、半径1キロメートルを地域として指定しています。地表水であれば、集水区域全体を指定する場合もありますが、多くは、地域を限定して約数100ha等としているような状況です。

また、先行している他道県から情報をいただきながら、事務量等も整理していきたいと思えます。

【平野委員長】

例えば、半径1キロメートルですと200から300ヘクタールの一団になると思えます。林班数にすると3～5個、所有者にすると数百人になると思えます。それが地域指定されて、その中のどこかで売買が行われとますと、3か月前に情報が出てきて、県のホームページでこの区域で売買が行われる予定があることが公表される。そうすると、数百人の地権者が、誰なのか、どこなのか、探す場合もあるかもしれませんが、わからないということです。具体的な箇所情報等は、行政庁限りということになりますが、このことの効果は何かあるでしょうか。区域内の売買があるというアナウンス効果と併せて流域がもつ特別な事情、生態系とか自然的な特徴、水資源に対する特別な配慮事項などの情報を収集するときには、役に立つと思えます。

地区内の数百人の地権者たちが一つの組織を形式的につくって、その組織がアンテナを高くして、その区域保全ために何らかの日常活動を行って、これに対する何らかの支援を行うことも、広報、普及啓発活動の一つであると思えます。

このように実効性を担保するための後押しというものを併せて考えていかないと、ルールを作っただけで全く機能しない、届出が出てこないということになりかねません。条例で規定する話ではないかもしれませんが、広報、普及啓発活動についてのフォローアップも考えておいていただきたいと思えます。

【平野委員長】

今後のスケジュールについて、ご説明をお願いします。

【事務局（村田水大気環境課長）】

11月13日に環境審議会が予定されておりまして、委員長の方から中間報告をしていただきます。最後の専門委員会は、12月27日に予定しております。本日の議論も踏まえまして、

委員の皆様方から基本的な方針がよいということになりましたら、パブリックコメントを実施したいと考えております。パブリックコメントの意見も踏まえまして、素案の中に反映させながら、成案にしていきたいと考えています。

1月下旬に環境審議会があると思いますので、委員長の方から最終の報告をしていただいて、この報告を踏まえて、環境審議会としての答申をいただければと思っています。

12月27日以降の軽微なやり取りは、メールでの連絡や委員長に一任していただき、事務局と委員長で取りまとめ、皆様方にその結果をお知らせするなどの方法で進めてまいりたいと考えています。

【平野委員長】

パブリックコメントに出すものは、かなり熟度が高いものと認識しています。パブリックコメントを踏まえた修正以外は、実質的に困難であり、パブリックコメントの実施前に素案を完成させておく必要があると思うのですが。

【事務局（村田水大気環境課長）】

大きな修正はもちろんありませんが、細かな修正は可能であると考えています。最終的なものは、1月の環境審議会で答申（案）を報告することを考えております。

【平野委員長】

パブリックコメントは、条例（案）を出すのですか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

条例素案を出すことになります。

【事務局（原環境部長）】

環境部においては、他にも条例案件がありますが、環境審議会の中間報告を踏まえて、素案という形でパブリックコメントを行っています。骨組み自体の変更はありませんが、修正は可能であると認識しています。

【平野委員長】

12月27日の専門委員会においては、パブリックコメントの意見に対する答えを議論するだけではなくて、もう一度根本的なものも含めて議論してよいということでしょうか。

【事務局（原環境部長）】

パブリックコメントの意見を踏まえながら、環境審議会に報告する答申（案）を確認していただくことになります。

【平野委員長】

今回の専門委員会は、パブリックコメントの意見、今後検討する中で出てくる意見などにより多少の修正があり、そのことについて、12月27日の専門委員会で再度議論して確定をするというスケジュールで行いますので、よろしくお願いします。

【小倉委員】

この専門委員会で、12月27日に決定をして、それ以降に開催される環境審議会でその内容を報告し、環境審議会で最終決定され、県では、その最終決定された答申を受けて、条例化していくということでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

【平野委員長】

今後、各委員からのこれまでのご意見等を踏まえて、対応していただくようお願いいたします。

今回の審議におきましても、非公開情報は特段ありませんので、公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員より、異議がない旨の発言)

【平野委員長】

それでは、次回以降も審議は公開にしたいと思います。

以上で、本日の専門委員会を終了したいと思います。

【事務局（村田水大気環境課長）】

それでは、長時間にわたりまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第3回長野県環境審議会水資源の保全に係る制度創設専門委員会を終了させていただきます。

4 閉会